

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(一部改訂)について

H22.3 一部改訂	原文
目次	目次
第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第4節 地形測量 1-4-3 地形測量	第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第4節 地形測量 1-4-3 平板測量
第1編 共通編 第1章 総則	第1編 共通編 第1章 総則
<p>1-9 提出書類</p> <p>3)受注者は、契約金額100万円以上の測量調査設計業務を受注した場合、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)により、作成した「業務実績データ」を調査職員に提出し、登録のための確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに電子データにより提出するものとする。</p> <p>また、受注者は、調査職員に(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを提出するものとする。</p> <p>電子データの提出は次によるものとする。</p> <p>(1)契約登録用実績データの提出は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(2)完了登録用実績データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。</p> <p>(3)業務履行中に契約登録用実績データの内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に変更登録用実績データを提出するものとする。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>(4)登録用実績データに訂正があった場合は、その都度提出するものとする。なお、訂正時と完成時の間が10日に満たない場合は、訂正時の提出を省略することができるものとする。</p>	<p>1-9 提出書類</p> <p>3)受注者は、契約金額100万円以上の調査設計業務を受注した場合、調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)により、作成した「調査設計業務実績データ」を調査職員に提出し、確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに電子データにより提出するものとする。</p> <p>また、受注者は、調査職員に(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>電子データの提出は次によるものとする。</p> <p>(1)受注時登録データの提出は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(2)完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。</p> <p>(3)業務履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に変更データを提出するものとする。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>(4)登録データに訂正があった場合は、その都度提出するものとする。なお、訂正時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略することができるものとする。</p>
第1編 共通編 第1章 総則	第1編 共通編 第1章 総則
<p>1-29 再委託の禁止</p> <p>1)契約書第7条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできないものとする。</p> <p>(1)調査設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断。</p> <p>(2)解析業務における手法の決定及び技術的判断。</p> <p>2)受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡単な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としないものとする。</p> <p>3)受注者は、1)及び2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得るものとする。</p> <p>4)受注者は、調査設計業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに調査設計業務を実施するものとする。</p> <p>なお、協力者が建設コンサルタント業務等指名競争参加有資格者である場合は、指名停止期間中でないものとする。</p>	<p>1-29 再発注の禁止</p> <p>1)契約書第7条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再発注することはできないものとする。</p> <p>(1)調査設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断。</p> <p>(2)解析業務における手法の決定及び技術的判断。</p> <p>2)受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡単な業務を再発注する場合、発注者の承諾を必要としないものとする。</p> <p>3)受注者は、1)及び2)に規定する業務以外を再発注する場合、発注者に承諾を得るものとする。</p> <p>4)受注者は、調査設計業務を再発注する場合、書面により再発注業務の受注者である下請けとの契約関係を明確にするものとする。</p> <p>また、下請けに対し調査設計業務の実施について適切な指導、管理を実施するものとする。</p> <p>なお、下請けが建設コンサルタント業務等指名競争参加有資格者である場合は、指名停止期間中でないものとする。</p>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(一部改訂)について

H22.3 一部改訂	原文
第1編 共通編 第1章 総則	第1編 共通編 第1章 総則
(追記) 1-38 業務コスト調査 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては下記の事項に協力しなければならない。 ①業務コスト調査にかかる調査票等の作成を行い、業務完了の翌日から90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票については別途指示するものとする。 ②提出された調査票等の内容を確認するため調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。	(記載なし)
第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第1節 深浅測量	第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第1節 深浅測量
1-1-5 水深測量 3. 水深測量 (3)測 深 ①測深機器 受注者は、音響測深機(単素子、多素子、スワス音響測深機含む)及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-1音響測深機の性能(水深100m以浅)」に示す性能以上のものとする。 なお、特記仕様書に定めがなく、表2-1に示す性能以上の音響測深機により難い場合は、測量に先立ち調査職員に測深方法の承諾を得なければならない。	1-1-5 水深測量 3. 水深測量 (3)測 深 ①測深機器 受注者は、音響測深機により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-1音響測深機の性能(水深100m以浅)」に示す性能以上のものとする。 なお、特記仕様書に定めがなく、表2-1に示す性能以上の音響測深機により難い場合は、測量に先立ち調査職員に測深方法の承諾を得なければならない。
表2-1 音響測深機の性能(水深100m以浅) …表2-1省略… ※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式(インターフェロメトリ)音響測深機(受信素子数が4個以上のものに限る。)で船体に固定して使用するものいう。	表2-1 音響測深機の性能(水深100m以浅) …表2-1省略…
第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第1節 深浅測量	第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第1節 深浅測量
1-1-6 成 果 2. 受注者は、 必要に応じ 次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに調査職員に提出しなければならない。	1-1-6 成 果 2. 受注者は、次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに調査職員に提出しなければならない。

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(一部改訂)について

H22.3 一部改訂	原文
第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第2節 水路測量	第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第2節 水路測量
1-2-5 水深測量 4. 測 深 (1)測深機器 <p style="color:red;">受注者は、音響測深機(单素子、多素子、スワス音響測深機を含む)及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-2 音響測深機の性能(水深100m以浅)」に示す性能以上のものとする。</p> <p style="text-align:center;">表2-2 音響測深機の性能(水深100m以浅) …表2-2省略…</p> <p style="color:red;">※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式(インターフェロメトリ)音響測深機(受信素子数が4個以上のものに限る。)で船体に固定して使用するものいう。</p>	1-2-5 水深測量 4. 測 深 (1)測深機器 <p style="color:red;">受注者は、「表2-2 音響測深機の性能(水深100m以浅)」に示す性能以上の多素子型音響測深機又はマルチビーム音響測深機により測深をしなければならない。</p> <p style="text-align:center;">表2-2 音響測深機の性能(水深100m以浅) …表2-2省略…</p>
第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第2節 水路測量	第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第2節 水路測量
1-2-5 水深測量 4. 測 深 (2)測深及び水深改正 <p style="color:red;">④受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深しなければならない。</p>	1-2-5 水深測量 4. 測 深 (2)測深及び水深改正 <p style="color:red;">④受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深しなければならない。</p>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(一部改訂)について

H22.3 一部改訂			原文																																																							
第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第2節 水路測量			第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第2節 水路測量																																																							
1-2-5 水深測量 5. 測深線間隔及び未測深幅 (1)受注者は、水域の区分毎に「表2-3未測深幅」に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとらなければならない。			1-2-5 水深測量 5. 測深線間隔及び未測深幅 (1)受注者は、水域の区分毎に「表2-3未測深幅」に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとらなければならない。																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水域の区分</th> <th rowspan="2">使用機器</th> <th colspan="2">未測深幅の上限</th> </tr> <tr> <th>底質が砂又は泥質の場合</th> <th>底質が岩盤質の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特級</td> <td>多素子音響測深機又はスワス音響測深機</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単素子音響測深機</td> <td>2m</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-a級</td> <td>多素子音響測深機 (素子数が2つものに限る。)</td> <td>3m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の機器</td> <td>6m</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-b級</td> <td>単素子音響測深機</td> <td>8m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航路、泊地及びその付近</td> <td>12m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他水域</td> <td>全ての機器</td> <td>50m又は水深の3倍のうち大きい値</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">左記の1/2</p>			水域の区分	使用機器	未測深幅の上限		底質が砂又は泥質の場合	底質が岩盤質の場合	特級	多素子音響測深機又はスワス音響測深機	0		単素子音響測深機	2m		-a級	多素子音響測深機 (素子数が2つものに限る。)	3m		その他の機器	6m		-b級	単素子音響測深機	8m		航路、泊地及びその付近	12m		その他水域	全ての機器	50m又は水深の3倍のうち大きい値		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水域の区分</th> <th rowspan="2">使用機器</th> <th colspan="2">未測深幅</th> </tr> <tr> <th>底質が砂又は泥質の場合</th> <th>底質が岩盤質の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特級</td> <td>多素子音響測深機又はマルチビーム測深機</td> <td>0m</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一級</td> <td>浚渫等を行った水域</td> <td>3m未満</td> <td>1.5m未満</td> </tr> <tr> <td>その他の機器</td> <td>6m未満</td> <td>3m未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他水域</td> <td>多素子音響測深機(2素子)</td> <td>12m未満</td> <td>6m未満</td> </tr> <tr> <td>その他の機器</td> <td>25m未満</td> <td>12.5m未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>「浚渫等を行った水域」とは、浚渫、障害物の撤去その他の水域に変化を及ぼす行為を行った水域(当該行為の実施後初めて上表の規定に従って水深の測定を行う水域に限る。)及びその付近 「その他の機器」は、多素子音響測深機(2素子以外)、マルチビーム音響測深機又はレーザー測深機</p>	水域の区分	使用機器	未測深幅		底質が砂又は泥質の場合	底質が岩盤質の場合	特級	多素子音響測深機又はマルチビーム測深機	0m		一級	浚渫等を行った水域	3m未満	1.5m未満	その他の機器	6m未満	3m未満	その他水域	多素子音響測深機(2素子)	12m未満	6m未満	その他の機器	25m未満	12.5m未満
水域の区分	使用機器	未測深幅の上限																																																								
		底質が砂又は泥質の場合	底質が岩盤質の場合																																																							
特級	多素子音響測深機又はスワス音響測深機	0																																																								
	単素子音響測深機	2m																																																								
-a級	多素子音響測深機 (素子数が2つものに限る。)	3m																																																								
	その他の機器	6m																																																								
-b級	単素子音響測深機	8m																																																								
	航路、泊地及びその付近	12m																																																								
その他水域	全ての機器	50m又は水深の3倍のうち大きい値																																																								
水域の区分	使用機器	未測深幅																																																								
		底質が砂又は泥質の場合	底質が岩盤質の場合																																																							
特級	多素子音響測深機又はマルチビーム測深機	0m																																																								
一級	浚渫等を行った水域	3m未満	1.5m未満																																																							
	その他の機器	6m未満	3m未満																																																							
その他水域	多素子音響測深機(2素子)	12m未満	6m未満																																																							
	その他の機器	25m未満	12.5m未満																																																							
<p>「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう。 水路測量における測定又は調査の方法に関する告示(平成21年3月31日海上保安庁告示第110号)における、 (1)別表第一 特級の水域の欄1号から4号のいずれかに該当する水域。 (2)係留施設(岸壁、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋、物揚場及び船揚場、シーバース)の前面及びその付近。 「その他の機器」は、多素子音響測深機(2素子以外)、スワス音響測深機又はレーザー測深機</p>																																																										
第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第4節 地形測量			第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第4節 地形測量																																																							
1-4-3 地形測量 TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規程による。			1-4-3 平板測量 平板又はTS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規程による。																																																							

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(一部改訂)について

H22.3 一部改訂		原文																																
第2編 測量・調査等業務	第2編 測量・調査等業務																																	
第2章 環境調査業務	第2章 環境調査業務																																	
第2節 水質調査	第2節 水質調査																																	
表2-4 水質試験方法		表2-4 水質試験方法																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th><th>試験方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気温</td><td>JIS K 0102(1998) 7.1</td></tr> <tr> <td>水温</td><td>JIS K 0102(1998) 7.2</td></tr> <tr> <td>色相</td><td>JIS標準色票</td></tr> <tr> <td>臭氣</td><td>JIS K 0102(1998) 10.1</td></tr> <tr> <td>塩分</td><td>海洋観測指針 5.3</td></tr> <tr> <td>透明度</td><td>海洋観測指針(1999) 3.2</td></tr> <tr> <td>濁度</td><td>JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D</td></tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	気温	JIS K 0102(1998) 7.1	水温	JIS K 0102(1998) 7.2	色相	JIS標準色票	臭氣	JIS K 0102(1998) 10.1	塩分	海洋観測指針 5.3	透明度	海洋観測指針(1999) 3.2	濁度	JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th><th>試験方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気温</td><td>JIS K 0102(1998) 7.1</td></tr> <tr> <td>水温</td><td>JIS K 0102(1998) 7.2</td></tr> <tr> <td>色相</td><td>JIS標準色票</td></tr> <tr> <td>臭氣</td><td>JIS K 0102(1998) 10.1</td></tr> <tr> <td>塩分</td><td>海洋観測指針8.2(サリノメータ法)</td></tr> <tr> <td>透明度</td><td>海洋観測指針(1993) 4.1</td></tr> <tr> <td>濁度</td><td>JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D</td></tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	気温	JIS K 0102(1998) 7.1	水温	JIS K 0102(1998) 7.2	色相	JIS標準色票	臭氣	JIS K 0102(1998) 10.1	塩分	海洋観測指針8.2(サリノメータ法)	透明度	海洋観測指針(1993) 4.1	濁度	JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D
試験項目	試験方法																																	
気温	JIS K 0102(1998) 7.1																																	
水温	JIS K 0102(1998) 7.2																																	
色相	JIS標準色票																																	
臭氣	JIS K 0102(1998) 10.1																																	
塩分	海洋観測指針 5.3																																	
透明度	海洋観測指針(1999) 3.2																																	
濁度	JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D																																	
試験項目	試験方法																																	
気温	JIS K 0102(1998) 7.1																																	
水温	JIS K 0102(1998) 7.2																																	
色相	JIS標準色票																																	
臭氣	JIS K 0102(1998) 10.1																																	
塩分	海洋観測指針8.2(サリノメータ法)																																	
透明度	海洋観測指針(1993) 4.1																																	
濁度	JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D																																	
第3編 土質調査業務	第3編 土質調査業務																																	
第1章 土質調査業務	第1章 土質調査業務																																	
第1節 土質調査	第1節 土質調査																																	
<p>1-1-2 準 備</p> <p>1. 受注者は、陸上部における調査で地下埋設物が(電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他)が予想される場合は、調査職員に報告し関係機関と協議の上、現場立会い等を行い位置・規模・構造等を事前に確認するものとする。</p> <p>2. 受注者は、調査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用いなければならない。 なお、機械及び用具は、使用に先立ち調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いなければならない。</p>		<p>1-1-2 準 備</p> <p>1. 受注者は、調査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用いなければならない。 なお、機械及び用具は、使用に先立ち調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>2. 受注者は、地盤を乱さないように、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いなければならない。</p>																																

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(一部改訂)について

H22.3 一部改訂	原文
第3編 土質調査業務 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査	第3編 土質調査業務 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査
1-1-9 亂れの少ない試料採取 1. 軟らかい粘性土の試料採取 (1)受注者は、軟らかい粘性土の乱れの少ない試料を採取する場合、「JGS 1221-2003 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法」に示されたエクステンションロッド式又は水圧式の固定ピストン式シンウォールサンプラーを用いなければならない。	1-1-9 乱さない試料採取 1. 軟らかい粘性土の試料採取 (1)受注者は、軟らかい粘性土の乱さない試料を採取する場合、「JGS 1221-2003 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる乱さない試料の採取方法」に示されたエクステンションロッド式又は水圧式の固定ピストン式シンウォールサンプラーを用いなければならない。
第3編 土質調査業務 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査	第3編 土質調査業務 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査
1-1-9 亂れの少ない試料採取 2. 硬い粘性土、砂質土、砂の採取試料 (1)受注者は、土質及び調査目的により「JGS1222-2003 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223-2003 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224-2003 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に示されたサンプラーのいずれかにより硬い粘性土、砂質土及び砂の乱れの少ない試料を採取しなければならない。 ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。	1-1-9 乱さない試料採取 2. 硬い粘性土、砂質土、砂の採取試料 (1)受注者は、土質及び調査目的により「JGS1222-2003 ロータリー式二重管サンプラーによる土の乱さない試料の採取方法」、「JGS1223-2003 ロータリー式三重管サンプラーによる土の乱さない試料の採取方法」及び「JGS1224-2003 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる土の乱さない試料の採取方法」に示されたサンプラーのいずれかにより硬い粘性土、砂質土及び砂の乱さない試料を採取しなければならない。 ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(一部改訂)について

H22.3 一部改訂	原文
第3編 土質調査業務 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査	第3編 土質調査業務 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査
1-1-9 亂れの少ない試料採取 2. 硬い粘性土、砂質土、砂の採取試料 (5)受注者は、「JGS1222-2003 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223-2003 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224-2003 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。	1-1-9 乱さない試料採取 2. 硬い粘性土、砂質土、砂の採取試料 (5)受注者は、「JGS1222-2003 ロータリー式二重管サンプラーによる土の乱さない試料の採取方法」、「JGS1223-2003 ロータリー式三重管サンプラーによる土の乱さない試料の採取方法」及び「JGS1224-2003 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる土の乱さない試料の採取方法」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。
第3編 土質調査業務 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査	第3編 土質調査業務 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査
1-1-9 亂れの少ない試料採取 3. 亂れの少ない試料の取扱い (1)受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意しなければならない。 (2)受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬しなければならない。 (3)受注者は、採取した試料に衝撃及び振動を与えないようにフォーラムラバー等の防護物を配し、静かに運搬しなければならない。	1-1-9 乱さない試料採取 3. 乱さない試料の取扱い (1)受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意しなければならない。 (2)受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬しなければならない。 (3)受注者は、採取した試料に衝撃及び振動を与えないようにフォーラムラバー等の防護物を配し、静かに運搬しなければならない。
第4編 設計等業務 第1章 設計業務 第1節 基本設計	第4編 設計等業務 第1章 設計業務 第1節 基本設計
1-1-2 設計計画 2. 使用する基準及び図書 (1)受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成19年7月)(社)日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施しなければならない。	1-1-2 設計計画 2. 使用する基準及び図書 (1)受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(社)日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施しなければならない。
第4編 設計等業務 第1章 設計業務 第2節 細部設計	第4編 設計等業務 第1章 設計業務 第2節 細部設計
1-2-8 成 果 1. 受注者は、細部設計の成果として、「表4-2 細部設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。 2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表4-2 細部設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。	1-2-8 成 果 1. 受注者は、細部設計の成果として、「表4-2 細部設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。 2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表4-2 細部設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。
表4-2 細部設計成果物項目	表4-2 細部設計成果物項目

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(一部改訂)について

H22.3 一部改訂		原文	
成果物		成果物	
I. 報告書 1) 設計説明書 2) 細部設計計算書 3) 設計図面 4) 計算書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要、新技術の提案 設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出	I. 報告書 1) 設計説明書 2) 細部設計計算書 3) 設計図面 4) 計算書 5) リサイクル計画書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要、新技術の提案 設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出
II. 設計図面		II. 設計図面	
3. 削除 4. 削除		3. 受注者は、特記仕様書の定めのある場合、「表4-1 基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。 4. 受注者は、特記仕様書の定めのある場合、関係機関との協議用資料を作成し、調査職員に提出しなければならない。	
第4編 設計等業務	第4編 設計等業務		
第2章 港湾計画等調査業務	第2章 港湾計画等調査業務		
第1節 港湾計画調査	第1節 港湾計画調査		
2-1-2 計画準備 1. 計画準備 受注者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画、立案しなければならない。 2. 使用する基準及び図書 (1)受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成19年7月)(社)日本港湾協会」に準拠し、計画調査業務を実施しなければならない。 (2)受注者は、特記仕様書に(1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによらなければならない。	2-1-2 計画準備 1. 計画準備 受注者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画、立案しなければならない。 2. 使用する基準及び図書 (1)受注者は、「港湾施設の技術上の基準・同解説(平成11年4月)(社)日本港湾協会」に準拠し、計画調査業務を実施しなければならない。 (2)受注者は、特記仕様書に(1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによらなければならない。		
調査業務写真管理基準	調査業務写真管理基準		
第1章 総則 5) 整理	第1章 総則 5) 整理		
(3)電子媒体を提出する場合は、原則としてCD-ROMを、その記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)とし、これ以外による場合には調査職員の承諾を得るものとする。	(3)電子媒体を提出する場合は、原則としてCD-ROM又はMO(230Mb以下)を、その記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)をそれぞれ原則とし、これ以外による場合には調査職員の承諾を得るものとする。		
付属資料	付属資料		
3. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (7)自然公園、特別地域内で工事を施工する場合	3. 工事等に関する許可申請、届出手續の手引き (7)自然公園、特別地域内で工事を施工する場合		
(7) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合	(7) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合		

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(一部改訂)について

H22.3 一部改訂		原文	
書類の名称 根拠法令 適用海域 手続きを必要とするとき	自然公園法特別地域工事等許可申請書 自然公園法17 18 18-2 20 同則10 特別地域(国立公園、国定公園) 特別保護地区、海中公園地区 ⑧ 高山植物その他これに類する植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること	書類の名称 根拠法令 適用海域 手続きを必要とするとき	自然公園法特別地域工事等許可申請書 自然公園法17 18 18-2 20 同則10 特別地域(国立公園、国定公園) 特別保護地区、海中公園地区 特別地域内で次の行為をしようとするとき ⑧ 高山植物その他これに類する植物で環境庁長官が指定するものを採取し、又は損傷すること
付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (9)航路標識を設置、管理、変更する場合	付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手續の手引き (9)航路標識を設置、管理、変更する場合		[備考] 許可申請書作成にあたっては、保燈監第365号(昭和51年12月24日)「所管外航路標識許可事務処理要領」を参照すること。